

議会に関する事項について (協議資料2)

議会基本条例

1 議会基本条例の制定状況

全国町村議会議長会発行の「町村議会実態調査結果の概要」を参考とする。

第69回町村議会実態調査結果の概要

調査対象：令和5年7月1日現在の926町村議会（743町・183村）

対象期間：令和4年1月1日～同年12月31日

表1 全国の町村の制定状況

制定している	制定していない	合計
394議会 42.5%	532議会 57.5%	926議会 100%

表2 県内の町村の制定状況

制定している	制定していない	合計
5議会※1 41.7%	7議会※2 58.3%	12議会 100%

1 小坂町・藤里町・八郎潟町・井川町・大潟村

2 上小阿仁村・三種町・八峰町・五城目町・美郷町※3・羽後町・東成瀬村

3 令和6年6月に制定済み（令和6年7月1日施行）

2 議会基本条例とは

(1) 議会基本条例とは

- ・ 議会の組織及び運営の方針と基本的ルールを定める条例

出典：磯崎初仁「自治体政策法務講義（改訂版）」（第一法規 平成30年3月）64頁）

(2) 議会基本条例制定の意義

- ・ 『新たな議会像』 閉鎖的な議会から住民に開かれ住民と歩む議会、 質問・質疑だけの場から議員間討議を重視する議会、 それらを踏まえながら追認機関ではなく首長等と政策競争をする議会、 という3つの原則 を宣言したことである。

出典：江藤俊昭「地方議会改革と議会基本条例」（自治体法務研究2018年夏号特集「市町村議会の活性化と住民参加」6頁）

(3) 議会基本条例の構成

前文

自治体における議会の存在意義や重要性の確認等

総則（目的・基本方針等）

議会の basic 理念や基本事項等、二元代表制の認識・役割

議会・議員の活動規範

言論の府・合議制の機関としての議員相互間の自由・積極的な討論の推進、審議、議案修正、決議等の諸活動を通じての積極的な政策立案・提言の取組み
議会運営の基本ルール

常任委員会の柔軟な設置と適正な運営の確保、正副議長の選出過程の透明性等

住民との関係

住民に対する情報公開・情報提供、議会報告会の開催、重要議案に対する議員の態度の公表等、住民の議会活動参画の推進、請願・陳情等を住民からの政策提言として位置づけての活動

長との関係

本会議における一問一答方式の導入、長への反問権の付与等、長に対する政策過程、代替案等の説明義務化

議会改革・体制整備等

調査機関の設置、附属機関の設置、議会事務局の法務・調査機能の充実、議会事務局の人材育成・確保、議会図書館の適正運営

政治倫理

議会基本条例の位置づけ

議会運営の最高規範性

出典：吉田勉「第5章自治制度の改革 第4節議会改革の取組み」（自治体法務検定公式テキスト政策法務編 2021年度検定対応（第一法規 令和3年2月）228頁）

3 先進事例

(1) 栗山町議会基本条例 北海道

（別紙1）事例1を参照・・・7ページ

- ・ 全国で最初に制定された議会基本条例である。
- ・ 「議会報告会」条例化の模索をきっかけとして、平成13年9月からの4年半に及ぶ議会改革・活性化策の集大成として制定された。
- ・ 平成18年制定当時は21条から構成されていたが、10次にわたる条例改正により、現在は27条の構成となっている。

(2) 会津若松市議会基本条例 福島県

(別紙2)事例2を参照・・・12ページ

- ・ 議会からの政策形成サイクル（政策研究 政策立案 政策決定 政策執行 政策評価）を回す仕組みを、「政策討論会」として導入した議会基本条例である。
- ・ ただし、令和4年の通常議会の導入に伴い、政策討論会は予算決算委員会における所管事務調査として整理され、現在は当該制度に関する規定は削除されている。

(3) 飯綱町議会基本条例 長野県

(別紙3)事例3を参照・・・16ページ

- ・ 4年9か月の議会改革の実践の成果も踏まえて制定された。
- ・ 議会からの政策提言について、公募した一般市民と協働で作り上げる仕組みを、「議会政策サポーター会議」として導入した議会基本条例である。

4 議会基本条例の制定に関する協議

(1) 議会基本条例のない議会は

- ・ 議会の規範とすべきルールがないので...
- その自治体の議会議員の水準がわからない。
議会の運営がわからない。
議会改革の到達点がわからない。

(2) 協議事項

- ・ 議会基本条例を制定することとし、本委員会の課題である「広聴制度の在り方」「常任委員会による行政視察の実施」「会派制の導入」を含めた今後の三種町議会の在り方について、その制定プロセスにおいて合意形成を図るか。
- ・ または、議会基本条例は制定しないこととし、本委員会の課題である上記の3点については、個別に協議するか。

(3) 三種町議会の課題に対する議会基本条例による解決の参考例

広聴制度の在り方

- ・ 「政策提案機能」「政策形成手段」として議会基本条例に位置づけている事例

まくべつちょう
幕別町議会基本条例（北海道）

前文

(前略)幕別町議会議員、幕別町議会は（中略）町民の意見を反映した政策

提案機能の充実を図らなければならない。(後略)

(市民参加及び市民との連携)

第6条 (略)

2・3 (略)

4 請願及び陳情の付託を受けた委員会は、これを市民による政策提案と位置づけ、その審査においては、必要に応じて提案者の意見を聞く機会を設ける。

5 議会は、議員と市民が町政全般にわたり情報及び意見を交換する場を多様に設けるよう努めなければならない。

(議会広報広聴の充実)

第7条 議会は、市民が議会と町政への関心を持つことができるよう、多様な議会広報広聴活動に努めなければならない。

2 議会は、議員と市民との意見交換の場として議会報告会を開催しなければならない。

3 (略)

おのまち
小野町議会基本条例(福島県)

(市民との関係)

第8条 (略)

2・3 (略)

4 議会は、市民の意見を把握し、政策形成に反映すべく、適宜、懇談会を開催します。

5 (案)

(広報広聴の充実)

第9条 議会は、町政に係る重要な情報を、議会独自の視点から、常に市民に対して周知します。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段の活用や懇談会を開催することによる市民の意見等の収集などにより、多くの市民が議会と町政に関心を持つよう広報広聴活動の充実に努めます。

常任委員会による行政視察の実施

- 「委員会機能の強化」「議員の政策形成及び立案能力の向上」として議会基本条例に位置づけている事例

ひじまち
日出町議会基本条例(大分県)

(委員会の活動)

第5条 議会に置かれる常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下これらを「委員会」という。)の審査に当たっては、その所管する事務について、積極的に調査研究を行い、政策提案を行うよう努めるものとする。

2~4 (略)

ざおうまち
蔵王町議会基本条例(宮城県)

(議員研修等の充実強化)

第13条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るために、議員研修の充実強化を図り、この条例の理念を議員に浸透させるよう努めるものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化を図るに当たり、優秀な市町村及び団体等を調査のうえ視察し、先進事例を幅広く取り入れるとともに、広く各分野の専門家及び市民各層等との研究会を開催するものとする。

3 (略)

会派制の導入

- 「同一の理念を共有する政策集団」として議会基本条例に位置づけている事例

すぎとまち
杉戸町議会基本条例（埼玉県）
(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。
2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。
ただし、公党公認議員は、1人であっても会派とする。

きくようまち
菊陽町議会基本条例（熊本県）
(会派)

第4条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。
2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する。
3 会派は、政策の立案及び提言を行うための政策集団として活動し、その役割を果たさなければならない。

5 委員の意見【令和6年9月2日時点】

- 町民との懇談会、委員会の研修、会派制の導入など、当面の大事な点からも基本条例は作るべき。
- 広聴の仕組み作りを前提とした基本条例を作つてはどうか。
- 広聴を基本条例に定めるのであれば、町民ニーズを調査し、きちんと議論した上で条例制定に向けていくのが筋だと思う。
- 広聴については、研修を重ねたり、情報を集めてから条例化すべき。
- 精神を謳うのが条例なので、いろいろな意見を聞くべき。
- 県内町村の半数が基本条例を制定しているため、条例に盛込む内容については条文の作成時に協議することとして、制定には前向きに取組むべき。
- 県内6町村の議会基本条例も提示してほしい。

(別紙4) 事例4	<u>小坂町議会基本条例を参照</u> · · · · 20ページ
(別紙5) 事例5	<u>藤里町議会基本条例を参照</u> · · · · 24ページ
(別紙6) 事例6	<u>八郎潟町議会基本条例を参照</u> · · · · 28ページ
(別紙7) 事例7	<u>井川町議会基本条例を参照</u> · · · · 31ページ
(別紙8) 事例8	<u>大潟村議会基本条例を参照</u> · · · · 35ページ
(別紙9) 事例9	<u>美郷町議会基本条例を参照</u> · · · · 39ページ

6 討論

- ・ 本委員会の課題である「広聴制度の在り方」「常任委員会による行政視察の実施」「会派制の導入」について
「個別に協議を行う」に賛成
- ・ なし
「議会基本条例の制定協議に委ねる」に賛成
- ・ 県内の町村議会の過半数が導入しているか、導入に向けた協議を行っているため、本町議会においても丁寧に議論して位置付けていくべき <森山大輔>

7 委員会の決定【令和6年11月28日】

- ・ 本委員会の課題である「広聴制度の在り方」「常任委員会による行政視察の実施」「会派制の導入」については、

~~個別協議を行う.....~~

こととする。

議会基本条例の制定プロセスにおいて合意形成を図る...

表3 表決一覧表

	畠山勝巳	三浦敦	高橋満	平賀真	成田光一	遠藤勝昭	児玉儀広	森山大輔	伊藤千作	清水欣也	荒谷要伸	三村眞	小澤高道	堺谷直樹
0人					委									
13人					委									

委員長は採決に参加しません。

8 三種町議会基本条例の制定に関する決議

(1) 概要

- ・ 次のことを改選後の議会に引継ぐ決議とする。
議会基本条例の制作過程を通じて、「広聴制度の在り方」「常任委員会による行政視察の実施」「会派制の導入」といった本町議会の課題解決を図りながら、議会・議員の活動規範を確立すること

結果（条文）ありきではなく、研修や情報収集を行い、丁寧に議論を重ねながら合意形成を図ること

(2) 決議の日

- ・ 令和7年9月定例会に決議案を上程し、議決する。

事例1 栗山町議会基本条例 北海道

くりやまちょう
栗山町議会基本条例

平成18年5月18日

条例第17号

栗山町民（以下「町民」という。）から選挙で選ばれた議員により構成される栗山町議会（以下「議会」という。）は、同じく町民から選挙で選ばれた栗山町長（以下「町長」という。）とともに、栗山町の代表機関を構成する。この2つの代表機関は、ともに町民の信託に応える活動をし、議会は多人数による合議制の機関として、また町長は独任制の機関として、それぞれの異なる特性をいかして、町民の意思を町政に的確に反映させるために競い合い、協力し合いながら、栗山町としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。

議会が町民の代表機関として、地域における民主主義の発展と町民福祉の向上のために果たすべき役割は、将来にかけてますます大きくなる。特に地方分権の時代を迎えて、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会は、その持てる権能を十分に駆使して、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を広く町民に明らかにする責務を有している。自由かつ達な討議をとおして、これら論点、争点を発見、公開することは討論の広場である議会の第1の使命である。

このような使命を達成するために本条例を制定する。われわれは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法律」という。）が定める概括的な規定の遵守とともに、積極的な情報の創造と公開、政策活動への多様な町民参加の推進、議員間の自由な討議の展開、町長等の行政機関との持続的な緊張の保持、議員の自己研さんと資質の向上、公正性と透明性の確保、議会活動を支える体制の整備等について、この条例に定める議会としての独自の議会運営のルールを遵守し、実践することにより、町民に信頼され、存在感のある、豊かな議会を築きたいと思う。

第1章 目的

(目的)

第1条 この条例は、分権と自治の時代にふさわしい、町民に身近な政府としての議会及び議員の活動の活性化と充実のために必要な、議会運営の基本事項を定めることによって、町政の情報公開と町民参加を基本にした、栗山町の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

第2章 議会・議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、町民主権を基礎とする町民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性、信頼性を重んじた町民に開かれた議会及び町民参加を不斷に推進する議会を目指して活動する。

2 議会は、正副議長の選出に当たり、本会議においてそれぞれの職を志願する者に対して所信を表明する機会を設け、その選出の過程を町民に明らかにしなければならない。

3 議会は、議会が、議員、町長、町民等の交流と自由な討議の広場であるとの認識に立って、その実現のために、この条例に規定するもののほか、この条例をふまえて別に定める栗山町議会議規則（昭和63年規則第1号）の内容を継続的に見直すものとする。

4 議長は、別に定める栗山町議会傍聴規則（平成2年規則第1号）に定める町民の傍聴に関し、傍聴者の求めに応じて議案の審議に用いる資料等を提供するなど、町民の傍聴の意欲を高める議会運営に努める。

5 議会は、会議を定期に開催するものとし、会議を休憩する場合には、その理由及び再開の時刻を傍聴者に説明するよう努める。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議の推進を重んじなければならない。

2 議員は、町政の課題全般について、課題別及び地域別等の町民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、町民の信託に応える活動をするものとする。

3 議員は、個別的な事案の解決だけでなく、町民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。

第3章 町民と議会の関係
(町民参加及び町民との連携)

第4条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、本会議のほか、常任委員会、特別委員会を原則公開するとともに、議会主催の一般会議を設置するなど、会期中又は閉会中を問わず、町民が議会の活動に参加できるような措置を講じるものとする。

3 議会は、本会議、常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、町民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるものとする。

4 議会は、請願及び陳情を町民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聞く機会を設けなければならない。

5 議会は、町民、町民団体、NPO等との意見交換の場を多様に設けて、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。

6 議会は、重要な議案に対する各議員の態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して町民の評価が的確になれるよう情報の提供に努めるものとする。

7 議会は、議会モニターを設置し、町民から議会運営等に関する要望、提言その他の意見を聴取し、議会運営に反映させるものとする。

8 議会は、前7項の規定に関する実効性を高める方策として、全議員の出席のもとに町民に対する議会報告会を少なくとも年1回開催して、議会の説明責任を果たすとともに、これらの事項に関して町民の意見を聴取して議会運営の改善を図るものとする。

9 議会は、議会の権限に属する重要な議決事項につき、必要があると認めるときは、当該事項に関する十分な情報公開のもとに、町民による投票を行い、その結果を尊重して議決することができる。この場合において、町民による投票に関する実施の要領は、別に条例で定める。

第4章 町長と議会の関係
(町長等と議会及び議員の関係)

第5条 議会の本会議における議員と町長及び執行機関の職員(以下「町長等」という。)の質疑応答は、広く町政上の論点、争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。

2 議長から本会議及び常任委員会、特別委員会への出席を要請された町長等は、議員の質問に対して議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

(町長による政策等の形成過程の説明)

第6条 町長は、議会に計画、政策、施策、事業等(以下「政策等」という。)を提案するときは、政策等の水準を高めるため、次に掲げる政策等の決定過程を説明するよう努めなければならない。

- (1) 政策等の発生源
- (2) 検討した他の政策案等の内容
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 総合計画における根拠又は位置づけ
- (5) 関係ある法令及び条例等
- (6) 政策等の実施にかかる財源措置
- (7) 将来にわたる政策等のコスト計算

2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、それらの政策等の水準を高める観点から、立案、執行における論点、争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

(予算・決算における政策説明資料の作成)

第7条 町長は、予算案及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料を作成するよう努めるものとする。

(法律第96条第2項の議決事項)

第8条 法律第96条第2項の議会の議決事項については、代表機関である議会が、町政における重要な計画等の決定に3画する観点と同じく代表機関である町長の政策執行上の必要性を比較考量のうえ、次のとおり定めるものとする。

(1) 栗山町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本計画

(2) 栗山町都市計画マスターplan

(3) 栗山町住生活基本計画

(4) 栗山町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

(5) 栗山町子ども・子育て支援事業計画

(6) 栗山町公共施設等総合管理計画

第5章 自由討議の拡大

(自由討議による合意形成)

第9条 議会は、議員による討論の広場であることを十分に認識し、議長は、町長等に対する本会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の討議を中心に運営しなければならない。

2 議会は、本会議、常任委員会、特別委員会等において、議員提出議案、町長提出議案及び町民提案等に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

3 議員は、前2項による議員相互間の自由討議を拡大するため、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行うよう努めるものとする。

第6章 政務活動費

(政務活動費の交付、公開、報告)

第10条 政務活動費は、議員による政策研究、政策提言等が確実に実行されるよう、別に定める栗山町議会政務活動費の交付に関する条例(平成14年条例第41号)に基づき議員個人に対して交付するものとする。

2 政務活動費の交付を受けた議員は、公正性、透明性等の観点に加え、その支出根拠が議会の議決事項である予算に依拠することから、市民等から疑義が生じないよう、議長に対して証票類を添付した報告書を提出するとともに、1年に1回以上、政務活動費による活動状況を市民に報告しなければならない。

第7章 議会改革の推進

(議会改革推進会議)

第11条 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会改革推進会議を設置する。

2 議会は、必要があると認めるときは、前項の議会改革推進会議に学識経験を有する者等を構成員として加えることができる。

(交流及び連携の推進)

第12条 議会は、分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うために、他の自治体の議会との交流及び連携を推進するものとする。

(議会モニターの設置)

第13条 議会は、円滑かつ民主的な議会運営等を推進するため、議会モニターを設置するものとする。

2 前項の議会モニターに関し必要な事項は、議長が別に定める。

第8章 議会・議会事務局の体制整備

(委員会等の適切な運営及び一般会議の設置)

第14条 議会は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、常任委員会、特別委員会等の適切な運営により機動力を高めなければならぬ。

2 前項のほか、議会は、町政の諸課題に柔軟に対処するため、町政全般にわたって、議員及び町民が自由に情報及び意見を交換する一般会議を設置するものとする。

3 前項の一般会議に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(調査機関の設置)

第15条 議会は、町政の課題に関する調査のための必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に議員を構成員として加えることができる。

3 第1項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(議会サポーターの協力)

第16条 議会及び議会事務局は、広く英知を結集して活動をするため、町内外から自主的な協力者(以下「議会サポーター」という。)を募り、その協力を得ることができる。

2 議会サポーターの氏名は公開し、その協力活動は原則として無償とする。

3 前2項のほか、議会サポーターに関し必要な事項は、議長が別に定める。

(議会図書室の設置、公開)

第17条 議会は、議会図書室を設置するとともに、これを議員のみならず、町民、町職員の利用に供するものとする。

(議会事務局の体制整備)

第18条 議会は、議会及び議員の政策形成・立案機能を高めるため、議会事務局の調査・法務機能を積極的に強化する。なお、当分の間は、執行機関の法務機能の活用、職員の併任等を考慮するものとする。

(議員研修の充実強化)

第19条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図り、この条例の理念を議員に浸透させるよう努めるものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、町民各層等との議員研究会を積極的に開催するものとする。

(議会広報の充実)

第20条 議会は、町政に係る重要な情報を、議会独自の視点から、常に町民に対して周知するよう努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達をふまえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

(災害時の対応)

第21条 議会は、町民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害等が発生した場合は、町民及び地域の状況を的確に把握するとともに、議会としての業務を継続し、町長等に速やかに必要な要請を行うものとする。

2 前項に規定する災害等が発生した場合における議会の対応に関し必要な事項は、議長が別に定める。

第9章 議員の身分・待遇、政治倫理

(議員定数)

第22条 議員定数は、別に条例で定める。

2 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して町民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。

3 議員定数の条例改正案は、法律第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して必ず議員が提案するものとする。

(議員報酬)

第23条 議員報酬は、別に条例で定める。

2 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して町民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。

3 議員報酬の条例改正案は、法律第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して必ず議員が提案するものとする。

(議員の政治倫理)

第24条 議員は、町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

2 前項に掲げる議員の政治倫理に関する事項は、栗山町議会議員政治倫理条例(平成26年条例第41号)で定める。

第10章 最高規範性及び見直手続

(最高規範性)

第25条 この条例は、議会運営における最高規範であって、議会は、この条例に違反する議会の条例、規則、規程等を制定してはならない。

2 議会は、議会に関する日本国憲法、法律及び他の法令等の条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして判断しなければならない。

(議会及び議員の責務)

第26条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則、規程等を遵守して議会を運営し、もって町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果たさなければならない。

(見直し手続)

第27条 議会は、1年ごとに、この条例の目的が達成されているかどうかを第11条第1項の議会改革推進会議において検討するものとする。

2 議会は、前項による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

附 則

この条例は、平成18年5月18日から施行する。

附 則(平成20年条例第19号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年条例第33号)

この条例は、平成21年1月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第8号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年条例第10号)

この条例は、平成23年5月1日から施行する。

附 則(平成23年条例第16号)

この条例は、地方自治法の1部を改正する法律(平成23年法律第35号)の施行の日から施行する。

附 則(平成24年条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6章及び第10条の改正規定は、地方自治法の1部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則(平成26年条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条第2項の規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第26号)

この条例は、平成28年7月1日から施行する。

附 則(令和元年条例第23号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

事例2 会津若松市議会基本条例 福島県

あいづわかまつし
会津若松市議会基本条例

平成20年6月23日
会津若松市条例第19号

平成12年4月に施行されたいわゆる地方分権一括法による機関委任事務の廃止によって、地方自治体（以下「自治体」という。）は自らの責任において、自治体のすべての事務を決定することとなり、これらの事務に対して、議会の審議権、議決権、調査権、検査権が及ぶなど、その権限が強化された結果、議会の担うべき役割や責任も大きくなつた。

このような中、地方議会を担う者が、その責務を果たしていくためには、二元代表制の趣旨を踏まえ、首長と相互の抑制と均衡を図りながら、自治体の自立に対応できる議会へと自らを改革していかなければならない。

この自己変革に当たっては、議事機関たる議会はまず、多様な市民の多様な意見を多様に代表できる、という合議機関としての特性を最大限に生かしていくために、これまで以上に公平・公正・透明な議会運営や開かれた議会づくりを推進し、情報の提供と共有化を図りながら、市民の積極的な参加を求めていくことが必要である。

他方で議会は、このような市民参加を礎として、市民との活発な意見交換を図り、そこで得られた意見を大切にしながら、議員同士が自由闊達な議論をたたかわせ、そのような中から、論点や課題を明らかにしたり、意見を集約していくことが必要である。そして、市民本位の立場をもって、より適切に政策を決定するとともに、その執行を監視し、さらには、政策提言や政策立案を積極的に行っていかなければならないのである。

このような認識のもと、会津若松市議会は、これまで連綿と続いている、活発な議論を重んじる伝統と個々を尊重しあう民主的な政治風土をしっかりと受け継ぎつつ、未来に向かた新たな価値の創造に向けて、不断の努力を重ねるとともに、市民の多様な意見を反映しうる合議体としての議会づくりを通じ、市民の負託にこたえていくことを決意するものである。

ここに、会津若松市議会及び構成員である議員が活動していくに当たって、最も根幹となる支柱として、また、そのよって立つ基盤として、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等の議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確にこたえ、もって市民福祉の向上と公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を把握し、政策形成に適切に反映できるよう、市民参加の機会の拡充に努めること。
- (3) 把握した市民の多様な意見をもとに政策提言、政策立案等の強化に努めること。
- (4) 市民本位の立場から、適正な市政運営が行われているかを監視し、評価すること。
- (5) 議会運営は、市民の傍聴の意欲が高まるよう、分かりやすい視点、方法等で行うこと。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研さんによって、市民全体の奉仕者、代表者としてふさわしい活動をすること。

資料2 1(別紙2)

(3) 議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

(会派)

第4条 議員は、議会活動を行うに当たり、会派を結成するものとする。

2 会派は、政策を中心とした同1の理念を共有する議員で構成する。

3 会派は、政策決定、政策提言、政策立案等に際して、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

4 議長は、必要があると認めるときは、会派の代表者の会議を開催する。

5 会派の代表者の会議に関し必要な事項は、別に定める。

(市民と議会との関係)

第5条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、情報の共有を推進するとともに、説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、本会議、常任委員会のほか、すべての会議を原則公開とする。

3 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条の2に規定する学識経験者等による専門的調査の活用並びに同法第115条の2(同法第109条第5項において準用する場合を含む。)に規定する公聴会制度及び参考人制度を活用して市民等の意見等を聴き、議会の政策形成に反映させるよう努めるものとする。

4 議会は、請願及び陳情を市民からの政策提案として受け止め、審議等に当たっては請願者及び陳情者の説明機会の確保に努めるとともに、審議等に必要がある場合は当該請願者及び陳情者の意見を聞くものとする。

5 議会は、市民の多様な意見を把握し、反映しうる合議体としての特色を最大限に生かし、市民参加の推進に努めるとともに、市民との意見交換の場を多様に設けるものとする。

6 議会は、市民に対し、議会で行われた議案等の審議の経過及び結果について報告するとともに、政策形成に関する意見交換を行うため、市民との意見交換会を開催しなければならない。

7 市民との意見交換会に関し必要な事項は、別に定める。

(広報広聴委員会)

第6条 議会は、広報広聴機能の充実のため、議員で構成する広報広聴委員会を設置する。

2 広報広聴委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(附属機関の設置)

第7条 議会は、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。

(議決責任等)

第8条 議会は、議決責任を深く認識するとともに、議案等を議決し、自治体としての意思決定又は政策決定をしたときは、市民に対して説明する責務を有する。

2 議会は、議会運営に関し、市民に対して説明する責務を有する。

(議決事件)

第8条の2 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

(1) 市政の総合的かつ計画的な運営を図るために中長期的な計画の基本理念、基本目標、政策、施策等を体系的に示した基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止(市長等との関係の基本原則)

第9条 議会審議における議員と市長その他の執行機関及びその補助職員(以下「市長等」という。)との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めるものとする。

(1) 本会議における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にして行うものとする。

(2) 議長から本会議及び委員会に出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。

(3) 議会は、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならぬ。

(4) 議会は、市長が提案する重要な政策については、議会審議を通じて政策水準の1層の向上を図るため、市長に対し、必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。

(監視及び評価)

第10条 議会は、市長等の事務の執行について、事前又は事後に監視する責務を有する。

2 議会は、本会議における審議、議決等を通じて、市民に対して市長等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有する。

(政策立案、政策提案及び政策提言)

第11条 議会は、市の政策水準の向上を図るため、政策立案機能の強化に努め、もって条例の提案、議案の修正、決議等の政策提案を行うとともに、市長等に対し、政策提言を行う。

(議員間の討議による合意形成)

第12条 議会は、言論の場であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を中心に運営されなければならない。

2 議会は、本会議及び委員会において、議案の審議及び審査に当たり結論を出す場合にあっては、合意形成に向けて議員相互間の議論を尽くすよう努めるものとする。

(常任委員会)

第13条 常任委員会は、議会における政策立案及び政策提案を積極的に行うものとする。

(議会による研修)

第14条 議会は、政策提言及び政策立案能力の向上を図るため、研修を実施する。

2 議会は、研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民等との研修会を開催するものとする。

(議員による研修及び調査研究)

第15条 議員は、政策提言及び政策立案能力の向上のため、研修及び調査研究に努めるものとする。

(議会図書室)

第16条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

(議会事務局)

第17条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び法制機能の充実を図るものとする。

(議員の政治倫理)

第18条 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、会津若松市議会議員政治倫理条例(平成20年会津若松市条例第20号)を遵守し、品位の保持に努めなければならない。

(政務活動費)

第19条 会派の代表者は、会津若松市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年会津若松市条例第1号)第2条の規定により調査研究その他の活動に資るために政務活動費の交付を受けたときは、会計帳簿、領収書等を整理し、その使途の透明性を確保するものとする。

2 会派の代表者は、政務活動費の收支報告書について、自ら説明責任を果たすよう努めるものとする。

(予算の確保)

第20条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする。

(災害時の対応)

第21条 議会は、会津若松市災害対策本部(会津若松市災害対策本部条例(昭和37年会津若松市条例第44号)に基づき設置される災害対策本部をいう。)会津若松市新型

インフルエンザ等対策本部（会津若松市新型インフルエンザ等対策行動計画（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第8条の規定により作成する市町村行動計画をいう。）に基づき設置される新型インフルエンザ等対策本部をいう。）又は会津若松市雪害応急対策本部（会津若松市地域防災計画（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により作成する市町村地域防災計画をいう。）に基づき設置される雪害応急対策本部をいう。）が設置されたときは、会津若松市議会災害対策本部を設置する。

- 2 前項の会津若松市議会災害対策本部の組織及び事務に関し必要な事項は、別に定める。
- 3 災害時の議会及び議員の役割等に係る計画については、別に定める。
(継続的な検討)

第22条 この条例の施行後、議会は、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、議会運営に係る不断の評価と改善を行い、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- 2 議会は、この条例を改正するに当たっては、議員全員が賛同する場合であっても、本議において改正の理由を説明しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月28日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月25日条例第49号）

この条例中第5条第3項の改正規定は公布の日から、第20条の改正規定は地方自治法の1部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

附 則（平成27年3月17日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年6月24日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年6月21日条例第11号）

この条例は、令和4年8月1日から施行する。

附 則（令和5年6月9日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

事例3 飯綱町議会基本条例 長野県

いいづなまち
飯綱町議会基本条例

平成24年9月25日
条例第35号

目次

前文

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 町政の意思決定を担う議会と議員の基本原則(第3条・第4条)

第3章 町民と共に考え、活動する議会(第5条 第9条)

第4章 二元代表制の一翼を担い、町長と切磋琢磨する議会(第10条 第14条)

第5章 民主的議会運営と議会機能の発揮(第15条 第18条)

第6章 最高規範性及び議会改革の推進による見直し手続(第19条 第21条)

第7章 補則(第22条)

附則

飯綱町議会は、町民の負託に応え、二元代表制の1方の担い手として、町民全体の福祉の向上を実現する使命を負っている。

政府が進める地域主権の前進により、自治体の自主的な決定権と責任の範囲が拡大している。議会は、その持てる権能を十分に駆使して、町行政を持続的に発展させ、地域における民主主義と住民自治の前進にその本来の役割を果たさなければならない。そのためにも、あらゆる機会における自由かつたつな議論こそ議会の第1の使命である。

飯綱町議会は、これまで議会改革に積極的に取り組み、その実践の成果を踏まえ、町民と共に築く町を目指して、この条例を指針に議会活動を広く展開し、町民に信頼され存在感のある議会を築くため、ここに「飯綱町議会基本条例」を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地域主権が進む中で、議会及び議員活動の活性化と充実のために必要な議会活動の基本事項を定めることにより、町行政の持続的発展と町民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(目指す議会像)

第2条 議員は、常に町民に対する議決責任と説明責任を果たし、町民に信頼され存在感のある議会とするために不断の努力を貫く。

そして、「住民に開かれた議会」、「町長と切磋琢磨する議会」、「自由で活発な議論が展開される議会」、「政策提言のできる議会」、「住民の声を行政に反映する議会」、「飯綱町の民主主義と住民自治発展の推進力となる議会」を目指す。

第2章 町政の意思決定を担う議会と議員の基本原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、議員の合議機関として、常に公平性、透明性、公開性を確保し、次に掲げる基本原則に基づき活動しなければならない。

(1) 町行政全体を把握、分析し、町長等に対し町民本意の適切な行財政運営が行われているか監視、批判、評価すること。

(2) 町民の多様な意見、要望の把握に努め、政策立案・提言、条例提案等を積極的に進めること。

(3) 議会が言論の府であることを十分に認識し、意思決定に当たっては、議員間の自由かつたつな討議を重んじ、論点、争点を明らかにすること。

(4) 町民に分かりやすく、かつ、開かれた議会運営に努め、議会への多様な町民参加を保障すること。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる活動原則に基づき活動しなければならない。

(1) 町民の信頼に応えるために、町民から負託された責務を深く自覚し、学ぶこと、議論を深め合うことなどにより、自己の能力、資質の向上に努めること。

(2) 議会における意思の表明に当たっては、独自の調査研究、町民意見の聴取に努めること。

(3) 町政の現状と課題全般について、町民の意見を的確に把握し、政策提言、議会審議に生かすこと。

(4) 議会の構成員として、町全体の行政の発展、町民福祉の向上を目指して活動すること。

(5) 議員に求められる政治倫理と品位を常に自覚して行動すること。

第3章 町民と共に考え、活動する議会

(情報の公開、町民との共有)

第5条 議会は、議会活動に関する情報公開を徹底し、町民と互いの情報を共有する。

2 議会は、町民に対して議決責任、説明責任を果たさなければならない。議案等に対する議員個々の賛否を「議会だより」等で公表するなど、議員の活動状況を町民が的確に評価できる情報として提供する。

3 議会は、原則として全ての会議（議長、常任委員長等が招集したものをいう。）を公開するものとし、あらかじめ町民に周知するよう努める。なお、公開しない場合には、その理由を明らかにしなければならない。

4 町民の知る権利を保障するためにも議会の広報活動を充実させ、町民が町行政と議会に関心が持てるよう努める。

（「町民と議会との懇談会」等町民参加の推進）

第6条 議会は、町民と議会との交流を深め、連携を強めるために、多様な形態の「町民と議会との懇談会（議会報告会）」を開催し、広く町民の意見を聴取し、議会活動に反映させる。

2 議会は、多くの町民が参加できるよう、平日の夜間、休日に会議を開催するよう努める。

3 町民各層の多様な意見、要望、政策提案等を聴取するために、町民が町長等に質問する「模擬議会」を開催するよう努める。

4 町行政の現在と将来にとって重要な問題の議決にあたっては「町民広聴会」を開催し、広く町民の意見を聴取する。

5 「議会広報モニター」を創設し、住民の意見等を議会報編集に生かすとともに、議会、町政への町民の多様な意見、批判、提案等を受け、議会活動に反映させる。

（政策サポーター制度）

第7条 議会は、政策提言活動に積極的に取り組む。その際、町民目線での政策研究の1環として「政策サポーター制度」を創設することができる。

（請願・陳情者の意見陳述の保障）

第8条 憲法で認められている請願・陳情の権利を十分に尊重するために、請願・陳情者には、本会議や常任委員会等で意見陳述の機会を保障する。

（災害等への対応）

第9条 議会は、災害等が発生したときは、飯綱町議会災害対策本部を設置するものとする。

2 飯綱町議会災害対策本部の設置、組織、議員の対応等については、別に定める。

第4章 二元代表制の一翼を担い、町長と切磋琢磨する議会

（町長と議会との関係）

第10条 議会及び議員は、町長その他の執行機関（以下「町長等」という。）との立場及び権能の違いを踏まえ、議会機能を十分に発揮した議会活動を行うことにより、議会審議における町長等との緊張関係の保持に努めなければならない。

2 本会議及び委員会における議員と町長等との質疑応答は、事実関係を正確に把握したうえで論点、争点を明確にして行うものとする。

3 本会議における一般質問での議員と町長等との質疑応答は、一問一答方式で行う。町長には反問権を認める。町長は、「質問の趣旨・内容の確認」、「質問の背景・根拠の確認」のために、議長の許可を得て反問権を行使できる。

4 3月定例月議会においては、町長の所信表明及び予算関連項目について、事前通告がなくても一般質問で取り上げることができる。ただし、質問通告者に限る。

(町長による政策形成過程等の説明)

第11条 議会は、町長等が提案する重要な政策、計画、事業等について、議会審議の水準を高めるために、次に掲げる形成過程の資料の提出を求めることができる。

- (1) 政策等の発生源
- (2) 町民参加の実施の有無とその内容
- (3) 総合計画との整合性
- (4) 将来にわたる財政計画とコスト計算及び財源措置
- (5) 国・県の政策及び計画との整合性
- (6) 広域行政(1部事務組合)との整合性
- (予算・決算における政策説明資料の提出)

第12条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、町長に対し分かりやすい政策別又は事業別の説明資料の提出を求めるものとする。

(政策提言活動の強化)

第13条 議会は、町の政策水準の向上を図るため、政策立案機能の強化に努め、町行政の発展と町民利益につながる条例の提案、議案の修正、決議等の政策提案に積極的に取り組む。

(議決事件の拡大)

第14条 議会は、議事機関としての機能強化のため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定により、議決事件の拡大について積極的に活用するものとする。

2 前項の議会の議決すべきものについては、飯綱町議会の議決すべき事件に関する条例(平成22年条例第33号)で定める。

第5章 民主的議会運営と議会機能の発揮

(自由討議による論点、争点の整理)

第15条 議会は、本会議及び委員会において議案審議等の結論を出す場合、議員相互間の自由討議により議論を尽くして論点、争点の整理に努める。

2 議員は、自由かつつなぎ討議を経て、政策、条例、意見等の議案を積極的に提出するよう努める。

3 議会は必要に応じて、弁護士、税理士などの専門家の協力を求めることができる。

(議会白書、議会の自己評価)

第16条 議会は、町民に対し、議会及び議員の多様な活動内容を公表し、情報を共有することにより、議会改革を1層前進させ議会活動の活性化を図る。

2 議会は、議会の基礎的な資料・情報、議会活動の評価等を1年ごとに調製し、議会白書として町民に公表する。

3 議会は、議会の活性化の取組に終えんがないことを常に認識し、議会としての評価を1年ごとに適正に行い、その結果を町民に公表する。

4 議会白書及び議会としての評価に関する必要事項は、議長が別に定める。

(議員研修の充実)

第17条 議会は、議員の理論政策能力の向上、特に政策立案能力を高めるために、議員研修を充実強化する。議員は自ら自己研さん努める。

(議長、副議長志願者の所信表明)

第18条 議会は、議長、副議長の選出にあたり、それぞれの職を志願する者に所信を表明する機会を設け、質疑も行う。

第6章 最高規範性及び議会改革の推進による見直し手続

(最高規範性)

第19条 この条例は、議会運営の最高規範であり、議会に関するいかなる条例、規則、規程等もこの条例の理念に従うものでなければならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念と実行方法を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかにこの条例に関する研修を行うものとする。

(議会改革の推進)

第20条 議会は、議会改革の推進を意識的に努力する。この条例の目的が果たされてい るか議会運営委員会及び議会全員協議会において適宜、検討・検証する。

2 議会は、検証の結果、制度の改善が必要と判断した場合は、適切な措置を速やかに講じる。

3 議会は、この条例を改正する場合には、本会議において改正の理由等を説明する。

4 議会は、議会改革を系統的に推進するために、全国の先進議会への視察、交流等を積極的に取り組む。

5 議会は、議会改革推進のために相談役を置くことができる。

(議会事務局の体制強化)

第21条 議会は、議員の政策提言及び議会活動を前進させるためにも、議会事務局体制の強化に努める。

第7章 補則

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して10日を経過した日から施行する。

附 則(平成27年6月19日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年9月26日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

事例4 小坂町議会基本条例 秋田県

小坂町議会基本条例

平成22年3月2日
条例第2号

(前文)

地方分権の時代を迎えて、地方自治体の「自主性」「自立性」が強く問われる今日、自治体の最終意思決定機関である議会が、地域における民主主義の発展と町民の幸せの向上のために果たすべき役割と責任は、将来に向けてますます大きくなっている。

小坂町議会(以下「議会」という。)は、小坂町民(以下「町民」という。)の意思を町政的に反映させ、小坂町としての最良の意思決定を導く責任を負っている。

議会は、二元代表制の1方の機関として、常に「町民の代表」としての意識のもとに、小坂町長(以下「町長」という。)等の行政機関との持続的な緊張を保ちつつ、その政策決定並びに事務執行について「監視機能」を充分に果たすとともに、町民の幸せの向上を図るための「立法機能」について、持てる権能を十分に駆使して、真の地方自治の確立を目指さなければならない。

議員は、「町民に選ばれた代表」であるとともに、「町民全体の奉仕者」であることを認識し、議会における自由かつ闊達な論議を通じて、これらの使命を達成する任務を負うとともに、その道程・結果を主権者である町民に報告する義務を負う。

また、単に議会活動に埋没することなく、町民とのコミュニケーションを通して、町民の幸せの向上のための施策を構築することと併せて、率先してコミュニティ活動に3画し、町民とともに地域づくりを推進する責務を負う。

議会及び議員は、これらの活動を通じて、日本国憲法に定める地方自治の本旨にふさわしい活動をするために、この小坂町議会基本条例を制定するものであり、この条例の定めるところにより町民の信託にこたえ、存在感のある議会を築くため、使命感を持って職務に取り組み、活力ある地域社会を実現することを誓約する。

第1章 目的

(目的)

第1条 この条例は、分権と自治の時代にふさわしい、町民に身近な議会及び議員の活動の活性化及び充実のために必要な議会運営の基本事項を定めることによって、町政の情報公開及び町民参加を基本とした小坂町の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次の各号に掲げる原則に基づき活動するものとする。

(1) 町民主権を基礎とする町民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重んじ、町民に開かれた議会及び町民参加を不断に推進することを目指して活動する。

(2) 議会が議員、町長、町民等の交流と自由な討論の場であるとの認識に立って、その実現のために、この条例に規定するもののほか、別に定める議会会議規則等の内容を継続的に見直すものとする。

(3) 別に定める規則による町民の議会の傍聴に関し、傍聴者の求めに応じて議案の審議に用いる資料等を提供するなど、町民の議会傍聴の意欲を高める議会運営に努める。

(4) 会議を定刻に開催するものとし、会議を休憩する場合には、その理由及び開会時刻を傍聴者に説明するよう努める。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次の各号に掲げる原則に基づき活動するものとする。

(1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議(以下「自由討議」という。)の推進を重んじること。

(2) 町政の課題全般について、課題別、地域別等の町民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、町民の選良にふさわしい活動を

すること。

- (3) 個別的な事案の解決だけではなく、町民全体の幸せの向上を目指して活動すること。

第3章 町民と議会の関係

(町民参加及び町民との連携)

第4条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、町民に対する説明責任を十分果たさなければならない。

- 2 議会は、本会議のほか常任委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)を原則公開とするとともに、会期中または閉会中を問わず町民が議会の活動に参加できるような措置を講ずるものとする。
- 3 議会は、委員会の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、町民の専門的または政策的な識見等を議会の討議に反映させるものとする。
- 4 議会は、請願及び陳情を町民による政策提言と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聞く機会を設けるよう努めなければならない。
- 5 議会は、一般会議の設置など、町民、町民団体等との意見交換の場を多様に設けて、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。
- 6 議会は、重要な議案に対する各議員の態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して町民の的確な評価に資する情報の提供に努めるものとする。
- 7 議会は、前各項の規定に関する実効性を高める方策として、全議員出席の下に町民に対する議会報告会を開催して、議会の説明責任を果たすとともに、これらの事項について町民の意見を聴取して議会運営の改善を図るものとする。

第4章 町長と議会の関係

(質疑応答の方法)

第5条 本会議における議員と町長及び執行機関の職員(以下「町長等」という。)の質疑応答は、広く町政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式とする。

- 2 議長から本会議又は委員会(以下「本会議等」という。)への出席を要請された町長等は、議員の質問に対して議長または委員長の許可を得て反問することが出来る。

(重要政策等の説明資料)

第6条 議会は、町長が提案する重要な政策、施策、事業等(以下「政策等」という。)について、審議の水準を高める観点から、町長に対して次の各号に掲げる事項について説明資料の提出を求めるものとする。

- (1) 政策等の発生源
- (2) 検討した他の政策等の内容
- (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (4) 総合計画における根拠または位置づけ
- (5) 関係ある法令及び条例等
- (6) 政策等の実施に係る財源措置
- (7) 将来にわたる政策等のコスト計算

- 2 議会は、前項の政策等を審議するにあたっては、その立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

(予算及び決算における政策説明資料)

第7条 議会は、予算及び決算の審議にあたっては、前条第1項の規定に準じて、分かりやすく施策別または事業別の政策説明資料を町長に求めるものとする。

第5章 自由討議

(自由討議の活用)

第8条 議長及び委員会委員長は、議会が討論の場であることを十分に認識し、第3条第1号に規定する自由討議の機会を設けなければならない。

- 2 議会は、自由討議において積極的な議論をつくすとともに、あわせて町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

第6章 議会及び議会事務局の体制整備

(委員会等の適切な運営)

第9条 議会は、社会情勢、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、委員会等の適切な運営により機動力を高めなければならない。

(議会情報の公開)

第10条 議会は、町民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する者に議会が保有する情報の1層の公開を図るとともに、議会の諸活動に関する説明責任が全うされるよう公正で民主的な運営に努めなければならない。

(議会事務局の体制整備)

第11条 議会は、議会及び議員の政策形成及び立案の能力を高めるため、議会事務局の調査機能及び法務機能を積極的に強化する。

2 前項に規定する目的を達成するため、当分の間、議会事務局における執行機関の法務機能の活用、職員の併任等を考慮するものとする。

(議員研修の充実強化)

第12条 議会は、議員の政策形成及び立案の能力向上等を図るため、議員研修の充実強化を図り、この条例の理念を議員に浸透させるよう努めるものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、町民各層等との議員研修会を開催するものとする。

3 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、選挙を経た任期開始後速やかに、この条例についての研修を行わなければならない。

(議会広報の充実)

第13条 議会は、町政に係わる重要な情報を、議会独自の視点から、常に町民に対して周知するよう努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会及び町政に関心を持つよう、議会広報活動に努めるものとする。

第7章 議員の身分及び待遇並びに政治倫理

(議員定数)

第14条 議員定数は、別に条例で定める。

2 議員定数の改正にあたっては、行財政改革の視点だけではなく、町政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して町民の意見を聴取するため、各種審議会及び参考人制度並びに、公聴会制度を十分に活用するものとする。

(議員報酬)

第15条 議員報酬は、別に条例で定める。

2 議員報酬の改正にあたっては、行財政改革の視点だけではなく、町政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して町民の意見を聴取するため、報酬等審議会及び参考人制度並びに、公聴会制度を十分に活用するものとする。

(議員の政治倫理)

第16条 議員の政治倫理は別に条例で定める。

2 議員は、町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

第8章 最高規範性及び見直し手続き等

(最高規範性)

第17条 この条例は、議会運営における最高規範であって、議会は、この条例に違反する議会に関する条例、規則、規程等を制定してはならない。

(見直し手続き)

第18条 議会は、一般選挙を経た議員の任期開始後、出来るだけ速やかにこの条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

2 議会は、前項の規定にかかわらず、この条例に規定する制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講ずるものとする。

3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

附則

資料2 1(別紙4)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

事例5 藤里町議会基本条例 秋田県

藤里町議会基本条例

平成21年3月26日

条例第1号

目次

- 第1章 総則(第1条 - 第3条)
- 第2章 町民と議会の関係(第4条)
- 第3章 町長等と議会及び議員の関係(第5条 - 第8条)
- 第4章 討論の場(第9条)
- 第5章 議会・議会事務局の体制整備(第10条 - 第14条)
- 第6章 議員の身分・待遇・政治倫理(第15条・第16条)
- 第7章 最高規範性及び見直し手続き(第17条 - 第19条)

附則

藤里町議会(以下「議会」という。)が町民の代表機関として、地域における民主主義の発展と町民の福祉向上のため、その持てる機能を十分に發揮し、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点・争点を広く町民に明らかにする責務を有していることから、自由で闊達な討議を通じて、これらの論点・争点を町民に公開することが議会の第1の使命である。

この重要な使命を達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法律」という。)の規定を遵守し、町民に対して積極的に議会の持てる情報の公開、議会における政策活動への町民参加の推進、議員間・行政機関との積極的な討議、議員自らの資質の向上、議会活動を支える体制の整備等についてをこの条例に定め、町民に信頼される存在感、活動力、創造力豊かな議会となることを目指すものである。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会及び議員の活動の活性化と充実、資質の向上のために必要な事項と、町民から身近で信頼される議会を基本に、藤里町に暮らすすべての人たちの町民福祉が向上し、安心して楽しく生活できる豊かな町づくりの実現に寄与することを目的とする。

(議会及び議員の活動原則)

第2条 議会は、公正性、透明性、信頼性を重視し、情報公開と町民参加を原則とし、町民に開かれた議会を目指して活動する。

2 議会は、議員、町長及び執行機関の長(以下「町長等」という。)並びに町民による「町づくりの討論の場」であることを認識し、議会運営の基本となる藤里町議会会議規則(昭和39年議会規則第15号)の内容を継続的に見直すものとする。

第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間において自由に闊達な討議をするものとする。

2 議員は、町政全般について課題及び町民の意見や要望を的確に把握するとともに、自らの能力を高め、町民の代表としてふさわしい活動をするものとする。

3 議員は、個別的な事案の解決だけではなく、町民全体の福祉の向上のために活動しなければならない。

第2章 町民と議会の関係

(町民参加及び町民との連携)

第4条 議会は、町民に対して議会の活動を公開するとともに、説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、本会議のほか、常任委員会、特別委員会(以下「委員会」という。)を原則公開するとともに、会期中又は閉会中を問わず、町民が議会の活動に参加でき、町民から広く意見、要望等を聞く機会を多様に設けることと議会の説明責任を的確に果たすため、議会主催の町民会議を開催するものとし、町政全般に関する課題等の把握や議会及び議会の政策立案、提案能力の向上と拡大、議会運営の改善に役立てるものとする。

- 3 議会は、委員会等の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、町民の専門的又は政策的意見等を議会の討議に反映させるものとする。
- 4 議会は、請願及び陳情等を町民による政策提案として位置づける。その審議においては、必要に応じてこれら提案者の意見を聞く機会を設けるものとする。
- 5 議会は、特に町民に対して説明が必要と判断される事項についての審議状況及び各議員の対応を議会広報等で公表する等第2条第2項に規定する「町づくりの討論の場」における議員の活動に対して町民の評価が的確になれるよう情報の提供に努めるものとする。
- 6 第2項に規定する議会主催の町民会議の開催に必要な事項は別に定める。

第3章 町長等と議会及び議員の関係

(質問及び質疑における質疑応答の方法)

第5条 議会の本会議及び委員会(以下「本会議」という。)における一般質問及び緊急質問並びに議案審議の際の議員と町長等との質疑応答は、広く町政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行う。

- 2 議長から本会議への出席を要求された町長等は、前項に規定する議員からの質問、質疑に対して、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

(町長の政策等の経過過程の説明)

第6条 町長は、議会に計画、政策、施策、事業等(以下「政策等」という。)を提案するときは、政策等の水準を高めるため及び町民への公開のため、次の各号に掲げる事項を説明するよう努めなければならない。

- (1) 政策等の発生源
- (2) 検討した他の政策等案の内容と比較
- (3) 藤里町まちづくり計画、まち・ひと・しごと創生藤里町総合戦略、藤里町過疎地域持続的発展計画における根拠及び位置づけ
- (4) 関係する法令及び条例等
- (5) 政策等の実施に関わる財源措置
- (6) 将来にわたる政策等の維持管理を含めた財政計画

- 2 議会は、前項の政策等の提案を審議するにあたっては、立案、執行における論点、争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

(予算・決算における政策説明資料の作成)

第7条 町長は、予算案及び決算を議会に提出し、議会の審査に付すに当たっては、前条の規定に準じて、施策別又は事業別の分かりやすい政策説明資料を作成するよう努めるものとする。

(法律第96条第2項の議決事項)

第8条 法律第96条第2項の議会の議決事項については、代表機関である議会が町政における重要な計画等の決定に3画する観点と同じく代表機関である町長の政策執行上の必要性を比較考量のうえ、次の各号のとおり定めるものとする。

- (1) 基本構想に関する基本計画

第4章 討論の場

(徹底した討論による合意形成)

第9条 議会は、議員による討論の場であることを認識し、議長は、議員相互間の討議を中心に運営しなければならない。

- 2 議会は、本会議において議員提出議案及び町民提案等に関して審議し、結論を出す場合、議員相互間において十分な討論、議論を尽くして合意形成に努めるとともに、その結果について町民への説明責任を十分に果たさなければならない。

- 3 議員は、自由、闊達な討議を経て政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行うように努めるものとする。

第5章 議会・議会事務局の体制整備

(委員会の適切な運営)

第10条 議会は、社会経済情勢等により新たに生ずる行政課題に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性と特性を活かし適切な運営に努めなければならない。

(議会図書の整備及び公開)

第11条 議会は、議会図書を整備するとともに、これを議員のみならず、町民、町長等の利用に供するものとする。

2 議会図書は、議会事務局が適切な管理に努めるものとする。

(議会事務局の体制整備及び強化)

第12条 議会は、議会及び議員の政策立案機能を高めるため、議会事務局の調査・法務機能を積極的に強化する。

(議員研修の充実強化)

第13条 議会は、議員の資質及び政策立案能力の向上を図るため、議員自らの企画・立案により任期中における議員研修を開催するものとし、その結果を議会及び議会広報などで町民に報告するものとする。

2 議会及び議会事務局主催による議員研修の充実強化を図り、この条例の理念を議員に浸透させるように努めるものとする。

3 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門、町民各層等との議員研修会を開催するものとする。

(議会広報の充実)

第14条 議会は、議会広報の発行に当たり、情報技術の発達を踏まえて多様な広報手段の活用により、充実した内容で、町政に係る重要な情報を議会独自の視点から、常に町民に対して周知するとともに、併せて町民からの意見や要望等を取り上げ、その内容と対応等を定期的に町民に周知し、町民に親しまれる、説明責任、情報公開、情報提供の方策に重要な役割を果たす、有効な議会広報となるように努めるものとする。

第6章 議員の身分・待遇・政治倫理

(議員定数及び議員報酬)

第15条 議員定数(以下「定数」という。)及び議員報酬(以下「報酬」という。)は、別に条例で定める。

2 定数及び報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、町政の現状と課題及び将来の予想と展望を十分に考慮する。

3 定数の条例改正案は、法律第74条第1項の規定による町民の請求があった場合を除くほか、改正理由の説明を付して議員が自ら提案するよう努めるものとする。

(議員の政治倫理)

第16条 議員は、町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく町民や地域への影響力を不正に行使することによって、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

第7章 最高規範性及び見直し手続き

(最高規範性)

第17条 この条例は、議会運営における最高規範であり、議会は、この条例に違反する議会に関する条例、規則等を制定してはならない。

2 議会は、議会に関する日本国憲法、法律及び他の法令等の条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして判断しなければならない。

(議会及び議員の責務)

第18条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則等を遵守して議会を運営し、もって町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果たさなければならない。

(見直し手続き)

第19条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例の目的が達成されているかを議会運営委員会において検討するものとする。

2 議会は、前項の検討の結果、条例、規則等の改正が必要と認められる場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講ずるものとする。

3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員が賛同する改正案であっても、本会議において改正の理由及び背景を説明しなければならない。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

資料2 1(別紙5)

附 則(令和4年6月14日条例第5号)
この条例は、公布の日から施行する。

事例6 八郎潟町議会基本条例 秋田県

八郎潟町議会基本条例

平成24年3月21日
条例第7号

目次

前文

第1章 目的(第1条)

第2章 議会・議員の活動原則(第2条・第3条)

第3章 町民と議会の関係(第4条)

第4章 町長等と議会の関係(第5条 第8条)

第5章 議会・議会事務局の体制整備(第9条 第12条)

第6章 議員の身分・待遇、政治倫理(第13条 第15条)

第7章 最高規範性及び見直し手続き(第16条 第18条)

附則

自治体の自主的な決定と責任の範囲を拡大させる地方分権が進められている今日、議会は、自治体政策の論点、争点を広く明らかにするため、その持てる権能を十分に駆使し、自治体における政策立案・行政監視・論点開示の役割を担つていかなければならない。その機能は、議員間の自由闊達な討議を通して、果たされる。

八郎潟町議会は、八郎潟町民から直接選挙で選ばれた議員により構成される合議制の議事機関である。独任制の機関である八郎潟町長とともに、二元代表の一翼を担う機関として、それぞれの異なる特性を活かし、町民の意思を町政に的確に反映させるため、八郎潟町としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。

このため、八郎潟町議会は、議会及び議員の活動原則等の基本的事項を定め、町民の負託に応え、活力ある八郎潟町の実現を図るとともに、信頼される議会を築くことを決意し、この条例を制定する。

第1章 目的

(目的)

第1条 この条例は、分権と自治の時代にふさわしい、町民に身近な議会及び議員の活動の活性化と充実のために必要な、議会運営の基本事項を定めることによって、町政の情報公開と町民参加を基本にした、八郎潟町の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

第2章 議会・議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、町民主権を基礎とする町民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性、信頼性を重んじた町民に開かれた議会及び町民参加を不断に推進する議会を目指して活動する。

2 議会は、議員、町長、町民等の交流と自由な討論の場であるとの認識に立ち、その実現のために、この条例に規定するもののほか、この条例をふまえて別に定める八郎潟町議会議規則(昭和39年議会規則第1号)の内容を継続的に見直すものとする。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議の推進を重んじなければならない。

2 議員は、町政の課題全般について、課題別及び地域別等の町民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研鑽によって、町民の負託に応える活動をするものとする。

3 議員は、町民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。

第3章 町民と議会の関係

(町民参加及び町民との連携)

第4条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

- 2 議会は、本会議のほか、常任委員会、全員協議会、特別委員会を原則公開するとともに、議会主催の報告会を開催するなど、町民が議会の活動に参加できるような措置を講じるものとする。
- 3 議会は、常任委員会、全員協議会、特別委員会等の運営に当たり、講師招聘等を十分に活用して、政策的識見等を議会の討議に反映させることができるものとする。
- 4 議会は、請願及び陳情を町民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会をできるだけ設けることができるものとする。
- 5 議会は、議案に対する各議員の態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して町民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。

第4章 町長等と議会の関係

(町長等と議会及び議員の関係)

第5条 議会の本会議における議員と町長及び執行機関の職員(以下「町長等」という。)の質問又は質疑並びに答弁は、一括質問一括答弁方式若しくは、一問一答の方式で行う。

- 2 議長から本会議及び特別委員会への出席を要請された町長等は、一問一答の方式による場合は、議員の質問に対して議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

(町長による政策等の形成過程の説明)

第6条 町長は、議会に計画、政策、施策、事業等(以下「政策等」という。)を提案するときは、審議の充実を期すため、次に掲げる政策等の決定過程を説明するよう努めなければならない。

(1) 政策等の発生源

- (2) 検討した他の政策案等の内容
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 総合計画における根拠又は位置づけ
- (5) 関係ある法令及び条例等
- (6) 政策等の実施にかかる財源措置
- (7) 将来にわたる政策等のコスト計算

- 2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たつては、審議の充実を期すため、立案、執行における論点、争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

(予算・決算における政策説明資料の作成)

第7条 町長は、予算案及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たつては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料を作成するよう努めるものとする。

(法律第96条第2項の議決事項)

第8条 法律第96条第2項の議会の議決事項については、次のとおり定めるものとする。

- (1) 八郎潟町基本構想及び基本計画
- (2) 八郎潟町地域防災計画
- (3) 八郎潟町環境基本計画

第5章 議会・議会事務局の体制整備

(委員会等の適切な運営)

第9条 議会は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、常任委員会、特別委員会等の適切な運営に努めなければならない。

(議会事務局の体制整備)

第10条 議会は、議会及び議員の政策形成・立案機能を高めるため、議会事務局の調査・法務機能を積極的に強化するものとする。

(議員研修の充実)

第11条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実に努めるものとする。

(議会広報の充実)

第12条 議会は、町政に係る重要な情報を、議会独自の視点から、常に町民に対して周

知するよう努めるものとする。

- 2 議会は、情報技術の発達をふまえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう広報活動に努めるものとする。

第6章 議員の身分・待遇、政治倫理

(議員定数)

- 第13条 議員定数は、別に条例で定める。

- 2 議員定数の改正に当たつては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。

- 3 議員定数の条例改正案は、法律第74条第1項の規定による町民の直接請求があつた場合を除き、改正理由の説明を付して議員が提案するものとする。

(議員報酬)

- 第14条 議員報酬は、別に条例で定める。

- 2 議員報酬の改正に当たつては、行財政改革の視点だけではなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。

- 3 議員報酬の条例改正案は、法律第74条第1項の規定による町民の直接請求があつた場合を除き、改正理由の説明を付して議員が提案するものとする。

(議員の政治倫理)

- 第15条 議員は、町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

第7章 最高規範性及び見直し手続

(最高規範性)

- 第16条 この条例は、議会運営における最高規範であつて、議会は、この条例に反する議会の条例、規則、規程等を制定してはならない。

- 2 議会は、議会に関する日本国憲法、法律及び他の法令等の条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして判断しなければならない。

(議会及び議員の責務)

- 第17条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則、規程等を遵守して議会を運営し、もつて町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果たさなければならない。

(見直し手続)

- 第18条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

- 2 議会は、前項による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

- 3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であつても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

附則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

事例7 井川町議会基本条例 秋田県

井川町議会基本条例

令和4年3月18日
条例第8号

目次

前文

- 第1章 目的(第1条)
- 第2章 議会・議員の活動原則(第2条 第3条)
- 第3章 町民と議会の関係(第4条)
- 第4章 町長等と議会の関係(第5条 第9条)
- 第5章 議会・議会事務局の体制整備(第10条 第14条)
- 第6章 議員の身分・待遇、政治論理(第15条 第17条)
- 第7章 最高規範性及び見直しの手続き(第18条 第20条)

(前文)

井川町は「平成の大合併」の高まりの中、平成16年に自主自立の町づくりの道を選択し、各種政策を進めてきた。その中で井川町議会(以下「議会」という。)も議員報酬の見直しや議員定数の削減等の改革を行ってきた。

二元代表制を採用する地方自治において、井川町民(以下「町民」という。)から選挙で選ばれた議員により構成される議会は、同じく町民から選挙で選ばれた井川町長(以下「町長」という。)とともに、井川町の代表機関を構成する。この2つの代表機関は、ともに町民の信託に応える活動をしなければならないが、かたや、町長は独任制の機関として、また議会は多人数による合議制の機関として、それぞれの異なる特性を活かして町民の意思を町政に的確に反映させるために競い合い、協力し合いながら、井川町としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。

また、地方分権の時代を迎え、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会はその持てる機能である監視機能と立法機能を十分に駆使して、町民福祉向上のために、真の地方自治醸成を目指さなければならない。

そして、議会は自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を広く町民に明らかにする責務も有している。そのためには、自由闊達な討議が必要であり、その過程と結果を公開することが言論の府であり、討論の場である議会の重要な使命である。

このため、議会が公正性及び透明性の確保並びに議会自身の機能を高め、また議員間の自己研鑽と資質の向上を図ることにより、将来にわたり町の持続的な発展に寄与するとともに町民に信頼される議会を築くことを決意し、この条例を制定する。

第1章 目的

(目的)

第1条 この条例は、地方分権と住民自治の時代にふさわしい、町民に身近な議会及び議員の活動の活性化と充実のために必要な、議会及び井川町議会議員(以下「議員」という。)の活動原則等に関する基本的事項を定めることにより、議会がその機能を強化するとともに町民の負託に的確に応え、もって町民の信頼と町政の発展に寄与することを目的とする。

第2章 議会・議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、町民主権を基礎とする町民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性、信頼性を重んじた町民に開かれた議会及び町民参加を不斷に推進する議会を目指して活動する。

2 議会は、町長その他の執行機関(以下「町長等」という。)町民と議員の交流と自由な討論の場であるとの認識に立って、別に定める井川町議会会議規則(昭和63年議会規則第1号)の内容を継続的に検討、見直しするものとする。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議の推進を重んじなければならない。

2 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 町民から直接選挙で選ばれた公職である議員として、誠実かつ公正に職責を果たすこと。
- (2) 町民の意見を的確に把握し、諸課題の調査研究及びその解決に努めること。
- (3) 自らの資質向上に努め、不断の研鑽を積むこと。
- (4) 議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとどまらず、町民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

第3章 町民と議会の関係

(町民と議会との関係)

第4条 議会は、議会活動に関する情報や議会が有する情報の積極的な提供に努め、透明性を高めるとともに、町民に対する説明責任を果たさなければならない。

2 議会は、町民が会議等を傍聴しやすい環境の整備に努めるものとする。

3 議会は、本会議のほか、常任委員会、特別委員会等を原則公開し、町民が議会の活動に参加できるような措置を講じるものとする。

4 議会は、常任委員会、特別委員会等の運営にあたり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、町民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるものとする。

5 議会は、町民による請願及び陳情等を町民の政策提案と位置付けるとともに、その審議においては、これらの提案者の意見を聞くように努めなければならない。

6 議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報で公表する等、議員の活動に対して町民の評価が的確になれるよう情報の提供に努めるものとする。

7 議会は、町政の諸課題に柔軟に対処するため、町政全般にわたって、議員及び町民が自由に情報及び意見を交換する場を設けるよう努めるものとする。

第4章 町長等と議会の関係

(町長等と議会との関係)

第5条 議会は、二元代表制の下、町長等と常に緊張ある関係を保ちつつ、議論を尽くし、議事機関としての役割を果たしていくものとする。

(町長等と議会及び議員の関係)

第6条 議会の本会議における議員と町長等の質問又は質疑並びに答弁は、一括質問一括答弁方式若しくは一問一答方式で行う。

2 議長から本会議及び特別委員会への出席を要請された町長等は、一問一答方式による場合は、議員の質問に対して議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

(町長による政策等の形成過程の説明)

第7条 議会は、町長が提案する計画、政策、施策、事業等（以下「政策等」という。）について、政策等の水準を高めるため、次に掲げる政策等の決定過程を説明するよう求めることができる。

- (1) 政策等の発生源
- (2) 検討した他の施策案等の内容
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 総合計画における根拠又は位置づけ
- (5) 関係ある法令及び条例等
- (6) 政策等の実施にかかる財源措置
- (7) 将来にわたる政策等のコスト計算

2 議会は、前項の政策等の提案を審議するにあたっては、それらの政策等の水準を高める観点から、立案、執行における論点、争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

(予算・決算における政策説明資料の作成)

第8条 議会は、町長が予算案及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すにあたっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の施策説明資料を作成するよう求めることができる。

(地方自治法第96条第2項の議決事項)

第9条 地方自治法第96条第2項の議会の議決事項については、次のとおり定める。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

- (1) 井川町総合振興計画
- (2) 井川町地域防災計画

2 その他町政に關わる重要な計画は、町長等と協議する。

第5章 議会・議会事務局の体制整備

- (委員会等の適切な運営)

第10条 議会は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、常任委員会、特別委員会等の適切な運営に努めなければならない。

- (議会事務局の機能強化)

第11条 議会は、円滑かつ効率的な議会運営のほか、議会の政策立案に資するため、地方自治法第138条第2項及び井川町議会事務局設置条例(昭和33年条例第7号)の規定により設置する議会事務局の機能強化に努めるものとする。

- (議員間の自由討議)

第12条 議会は、委員会において、必要に応じて議員間の活発な討議を尽くし、合意形成に努めるものとする。

- (議員の研修の充実強化)

第13条 議会は、議員の政策形成及び立案の能力向上等を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化にあたり、広く各分野の専門家、町民の各層との協議研修会を開催するよう努めるものとする。

3 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、選挙を経た任期開始後速やかに、この条例についての研修を行わなければならない。

- (議会広報活動の充実)

第14条 議会は、町政に係る重要な情報を、議会独自の観点から、常に町民に対して周知するよう努めるものとする。

2 議会は、広報紙その他情報技術の発展を踏まえた多様な方法手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう広報活動に努めるものとする。

第6章 議員の身分・待遇、政治論理

- (議員定数)

第15条 議員定数は、井川町議會議員の定数を定める条例(平成14年条例第12号)で別に定める。

2 議員定数の改正にあたっては、行財政改革視点だけではなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。

3 議員定数の条例改正案は、地方自治法第74条第1項の規定による町民の直接請求があつた場合を除き、改正理由の説明を付して議員が自ら提案するよう努めるものとする。

- (議員報酬)

第16条 議員報酬は、井川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和30年条例第45号)で別に定める。

2 議員報酬の改正にあたっては、行財政改革視点だけではなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。

3 議員報酬の条例改正案は、地方自治法第74条第1項の規定による町民の直接請求があつた場合及び町長が提案する場合を除き、改正理由の説明を付して議員が提案するものとする。

- (政治倫理の向上)

第17条 議員の政治倫理は、井川町議會議員政治倫理条例(平成22年条例第3号)で別に定める。

2 議員は町民の負託に応えるため、政治倫理の向上と確立に努めなければならない。

第7章 最高規範性及び見直しの手続き

- (最高規範性)

第18条 この条例は、議会運営の最高規範であつて、議会はこの条例に反する議員の条例、規則、規程等を制定してはならない。

- (議会及び議員の責務)

資料2 1(別紙7)

第19条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則、規程等を遵守して議会を運営し、もって町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果たさなければならない。

(見直し手続)

第20条 議会は、この条例の目的が達成されているか検証するとともに、見直しが必要と認められるときは適切な措置を講じるものとする。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

事例8 大潟村議会基本条例 秋田県

大潟村議会基本条例

平成23年3月22日
条例第6号

目次

- 第1章 目的(第1条)
- 第2章 議会・議員の活動原則(第2条・第3条)
- 第3章 村民と議会の関係(第4条)
- 第4章 村長等と議会及び議員の関係(第5条～第8条)
- 第5章 討論の場(第9条)
- 第6章 議会・議会事務局の体制整備(第10条～第14条)
- 第7章 議員の身分・待遇、政治倫理(第15条～第17条)
- 第8章 最高規範性及び見直し手続き(第18条～第20条)

附則

前文

大潟村は、「平成の大合併」のかけ声のなか、平成16年(西暦2004年)、自主自立の村づくりの道を選択した。それまでにも、大潟村議会は議員定数の削減、議員報酬の見直し等、種々の議会改革を行って今日に至っている。

二元代表制を採用する地方自治において、大潟村民(以下「村民」という。)から選挙で選ばれた議員により構成される大潟村議会(以下「議会」という。)は、同じく村民から選挙で選ばれた大潟村長(以下「村長」という。)とともに、大潟村の代表機関を構成する。この2つの代表機関は、ともに村民の信託に応える活動をしなければならないが、かたや、村長は独任制の機関として、また、議会は多人数による合議制の機関として、それぞれの異なる特性をいかして、村民の意思を村政に的確に反映させるために競い合い、協力し合いながら、大潟村としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。

議会が村民の代表機関として、地域における民主主義の発展と村民福祉の向上のために果たすべき役割は、将来にかけてますます大きくなる。特に地方分権の時代を迎えて、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会は、その持てる権能である「監視機能」と「立法機能」を十分に駆使して、村民福祉のため、真の地方自治の醸成を目指さなければならない。また、議会は、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を広く村民に明らかにする責務を有している。そのためには、自由闊達な討議が必要であり、その過程と結果を公開することが言論の府であり、討論の場である議会の重要な使命である。

そして、我々議員は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法律」という。)が定める規定の遵守とともに、時代の変革に対応した積極的な情報の公開と創造、政策活動への多様な村民参加の推進、議員間の自由な討議の展開、自己研さんと資質の向上、公正性と透明性の確保、議会活動を支える体制の整備等について、この条例に定める議会運営の規定を遵守し、実践することにより、村民に信頼され、存在感のある、豊かで創造力ある、行動的な議会を築くことを目指す。

以上のように、広範で重要な議会の使命を達成するために本条例をここに制定する。

第1章 目的

(目的)

第1条 この条例は、地方分権と住民自治の時代にふさわしい、村民に開かれた議会及び議員の活動の活性化と充実のために必要な、議会運営の基本事項を定めることによって、村政の情報公開と村民参加を基本にした、大潟村の持続的で豊かな地域づくりの実現に寄与することを目的とする。

第2章 議会・議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、村民主権を基礎とする村民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性、信頼性を重んじた村民に開かれた議会及び村民参加を不斷に推進する議会を目指して活動する。

- 2 議会は、村民、村長等と議員の交流と自由な討論の場であるとの認識に立って、別に定める大潟村議会規則（昭和63年議会規則第1号）等の内容を継続的に検討、見直すものとする。
- 3 議長は、別に定める大潟村議会傍聴規則（昭和63年議会規則第2号）を遵守し、傍聴者の求めに応じて議案の審議に用いる資料等を提供するなど、村民にわかりやすい議会運営に努める。
- 4 議会は、会議を定刻に開催するものとし、会議を休憩する場合は、その理由及び再開の時刻を傍聴者に説明するよう努める。
(議員の活動原則)

第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議（以下「自由討議」という。）の推進を重んじなければならない。

- 2 議員は、村政の課題全般について、村民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、村民の選良として、その信託に応える活動をしなければならない。
- 3 議員は、個別的な事案の解決だけでなく、村民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。

第3章 村民と議会の関係

(村民参加及び村民との連携)

第4条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、村民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

- 2 議会は、本会議のほか、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、議会広報編集委員会、及び全員協議会を原則公開するとともに、議会主催の村民懇談会を開催するなど、会期中又は閉会中を問わず、村民が議会の活動に参加できるような措置を講じるものとする。
- 3 議会は、常任委員会、全員協議会、特別委員会等の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、村民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるものとする。
- 4 議会は、村民による請願及び陳情等を村民の政策提案と位置づけて、その審議においては、これら提案者の意見を聞くように努めなければならない。
- 5 議会は、村民、村民団体、NPO等との意見交換の場を多様に設けて、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。
- 6 議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報で公表する等、議員の活動に対して村民の評価が的確になれるよう情報の提供に努めるものとする。

第4章 村長等と議会及び議員の関係

(村長等と議会及び議員の関係)

第5条 議会の本会議における議員と村長及び執行機関の職員（以下「村長等」という。）の質疑応答は、広く村政上の論点、争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。

- 2 議長から本会議及び常任委員会、特別委員会への出席を要請された村長等は、議員の質問に対して議長又は委員長の許可を得て反問することができる。
(村長による政策等の形成過程の説明)

第6条 議会は、村長が提案する計画、政策、施策、事業等（以下「政策等」という。）については、政策等の水準を高めるため、次に掲げる政策等の決定過程を説明するよう求めることができる。

- (1) 政策等の発生源
- (2) 検討した他の政策案等の内容
- (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (4) 総合計画における根拠又は位置づけ
- (5) 関係ある法令及び条例等
- (6) 政策等の実施にかかる財源措置
- (7) 将来にわたる政策等のコスト計算

- 2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、それらの政策等の水準を高め

る観点から、立案、執行における論点、争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

(予算・決算における政策説明資料の作成)

第7条 議会は、村長が予算案及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料を作成するよう求めることができる。

(法律第96条第2項の議決事項)

第8条 法律第96条第2項の議会の議決事項については、村長の政策執行上の必要性を比較考量のうえ、次のとおり定めるものとする。

(1) 大潟村における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本構想を実現するために総合的かつ体系的に定める基本計画

(2) 前号に準ずる村政に関わる重要な計画で、かつ村長等と協議の上議会で決定したもの

第5章 討論の場

(自由討議による合意形成)

第9条 議会は、議員による討論の場であることを十分に認識し、議長及び委員会委員長は、本会議、常任委員会、特別委員会等において、議員提出議案、村長提出議案及び村民提案等に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、村民に対する説明責任を十分に果たすように努めなければならない。

2 議員は、前項による議員相互間の自由討議を拡大するため、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行うよう努めるものとする。

第6章 議会・議会事務局の体制整備

(村民・議会との懇談会の開催)

第10条 議会は、村政の諸課題に柔軟に対処するため、村政全般にわたって、議員及び村民が自由に情報及び意見を交換する村民・議会との懇談会を開催するものとする。

2 前項の村民・議会との懇談会に関し必要な事項は、議長が、全員協議会にはかり別に定める。

(情報公開の拡大)

第11条 議会は、議会の持てる情報を広く村民に公開するため、村内の公共施設等に、議事録の写し等を自由に閲覧できる場所を設置するよう努めるものとする。

2 前項と同じ目的のため、インターネット上であらゆる議事録等の情報を公開するよう努めるものとする。

(議会事務局体制の充実)

第12条 議会は、議会及び議員の政策形成・立案機能を高めるため、議会事務局の調査・法務機能を積極的に強化する。

(議員研修の充実強化)

第13条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

2 前項の目的の達成のため、各種議員研修、常任委員会とその所管事務調査、特別委員会、議員個々による政務調査、全員協議会、村民懇談会、その他各種交流会等を積極的に活用する。

(議会広報活動の充実)

第14条 議会は、議会活動に係る情報を、議会独自の視点から、常に村民に対して周知するよう努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達をふまえた多様な広報手段を活用することにより、多くの村民が議会と村政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

第7章 議員の身分・待遇、政治倫理

(議員定数)

第15条 議員定数は、大潟村議會議員の定数を定める条例(平成14年条例第18号)で別に定める。

2 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、村政の現状と課題、将

來の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して村民等の意見を積極的に聴取するよう努めるものとする。

- 3 議員定数の条例改正案は、法律第74条第1項の規定による村民の直接請求があつた場合を除き、改正理由の説明を付して必ず議員が提案するものとする。
(議員報酬)

第16条 議員報酬は、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和51年条例第42号)で別に定める。

- 2 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、村政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して村民等の意見を積極的に聴取するよう努めるものとする。
- 3 議員報酬の条例改正案は、法律第74条第1項の規定による村民の直接請求があつた場合を除き、改正理由の説明を付して必ず議員が提案するものとする。
(議員の政治倫理)

第17条 議員の政治倫理は、大潟村議會議員政治倫理確立に関する条例(平成12年条例第34号)で別に定める。

- 2 議員は、村民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、村民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

第8章 最高規範性及び見直し手続き

(最高規範性)

第18条 この条例は、議会運営における最高規範であつて、議会は、この条例に違反する議会の条例、規則、規程等を制定してはならない。

(議会及び議員の責務)

第19条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則、規程等を遵守して議会を運営し、もって村民を代表する合議制の機関として、村民に対する責任を果たさなければならない。

(見直し手続)

第20条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の見直しが必要かどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

- 2 議会は、前項による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。
- 3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であつても、本議会において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

附則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附則(平成27年3月25日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

事例9 美郷町議会基本条例 秋田県

美郷町議会基本条例

令和6年6月3日
条例第20号

(前文)

奥羽山脈のすそ野、仙北平野に広がる田園風景と湧き水、そして秋田の豪雪地に、わたしたちの美郷町はある。

美郷町議会は、豊かな自然、歴史、文化とともに生きる美郷町民の健康で幸せな暮らしと、町の発展を目指す。

地方分権の時代、自治体の自主的な決定と責任がますます大きくなる今日、議会は二元代表制の一翼を担い、町としての最良の意思決定を導く使命が課せられている。

さらには、議会機能を十分に駆使し、自由闊達な討論を通して、施策の論点を町民に公開することが役割でもある。

このような中、町民の多様な意見を反映しうる合議体としての議会づくりを通じ、町民の信頼と負託に応えていくことを決意する。

わたしたち美郷町議会は、持続可能な豊かな地域社会の形成のため、地方自治法の遵守の下、町執行機関との緊張感の保持、議員の自己研さんと資質の向上、公平性と透明性の確保、議会活動を支える体制整備等について、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等の議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく町民の負託に的確に応え、もって町民福祉の向上と公正で民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

(1) 町長その他の執行機関(以下「町長等」という。)による町政運営が適切に行われているかを監視すること。

(2) 公正性及び透明性を確保し、町民に分かりやすい議会活動を行うこと。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

(1) 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。

(2) 町民の意見を的確に把握し、諸課題の調査研究及びその解決に努めること。

(3) 自らの資質向上に努め、研さんを積むこと。

(4) 一部団体及び地域の代表にとどまらず、町民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

第3章 町長等と議会の関係

(町長等と議会の関係)

第4条 議会は、二元代表制の下、町長等と常に緊張ある関係を保ちつつ、議論を尽くし、議事機関としての役割を果たしていくものとする。

第4章 町民と議会の関係

(広報の充実)

第5条 議会は、広報紙その他多様な情報媒体を有効に活用し、議会の活動状況を町民に分かりやすく、かつ、速やかに伝えるとともに、積極的な情報発信に努めるものとする。

(広聴の充実)

第6条 議会は、町民の多様な意見を把握し、反映しうる合議体としての特色を最大限にいかして、議会への町民参加の推進に努めるとともに、町民との意見交換の場を多様に

設けるものとする。

第5章 議会運営の原則

(議長及び副議長の選出)

第7条 議会は、正副議長の選出に当たり、本会議においてそれぞれの職を志願する者に對して所信を表明する機会を設け、その選出の過程を町民に明らかにしなければならない。

2 前項に関し必要な事項は、要領で別に定める。

(政策等の立案及び提言)

第8条 議会は、政策及び施策(以下「政策等」という。)立案機能の強化に努めるとともに、必要に応じて政策等を立案し、町長等に対し提言するよう努めなければならない。

(委員会の活動原則)

第9条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会は、社会経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、調査研究活動を充実強化し、議会における政策等の立案を積極的に行うものとする。

(議会改革の協議の場の設置)

第10条 議会は、議会の在り方を検証し、議会改革に取り組むため、必要に応じて協議の場を設けることができる。

第6章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実)

第11条 議会は、議会の機能強化及び議員の政策等立案能力の向上を図るため、議員研修の充実に努めるものとする。

(議会事務局の機能強化)

第12条 議会は、議会及び議員の政策等の形成及び立案機能を高めるため、議会事務局の調査及び法務機能の強化に努めるものとする。

第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第13条 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、美郷町議會議員の政治倫理に関する条例(平成22年美郷町条例第36号)を遵守し、品位の保持に努めなければならない。

(議員定数)

第14条 議員の定数は、議会としての機能を果たすにふさわしいものとすることを基本とし、美郷町議會議員定数条例(平成20年美郷町条例第28号)により定めるものとする。

2 議員定数の改正についての検討をするときは、町政の現状、課題、将来予測等を十分考慮するとともに、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに行うものとする。

(議員報酬)

第15条 議員報酬は、町民の負託に応える議員活動への対価であることを基本とし、美郷町議會議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成16年美郷町条例第30号)により定めるものとする。

2 議員報酬の改正についての検討をするときは、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状、課題、将来予測等を十分考慮するとともに、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに行うものとする。

3 議員が長期にわたって議会活動を行うことができない場合は、議員報酬の減額を行うものとし、減額に關し必要な事項は、条例で別に定める。

第8章 災害時の対応

(災害時の対応)

第16条 議会は、災害等緊急事態の発生に際し、美郷町議会災害対策会議設置要綱(平成29年美郷町議会告示第3号)に定めるところにより、議会の役割を踏まえた必要な対応に努めるものとする。

第9章 最高規範性及び見直し手続き

(最高規範性)

第17条 この条例は、議会運営における最高規範であって、議会は、この条例に違反す

る議会の条例、規則、規程等を制定してはならない。

(他の条例等との関係)

第18条 議会は、議会に関する他の条例等を制定又は改廃するときは、この条例の趣旨を尊重し、この条例の規定との整合性を図るものとする。

(見直し手続き)

第19条 議会は、議員の一般選挙後及び適切な時期に、この条例が守られ、目的が達成されているか、議会運営委員会において検討するものとする。

2 議会は、前項による検討の結果に基づき、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

3 議会は、この条例を改正する場合には、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

附 則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。